

愛媛大学日本学術振興会特別研究員の全学クラウドメールサービス利用内規

平成26年 6月11日
学術研究会議決定

(趣旨)

第1 この内規は、愛媛大学全学クラウドメールサービス利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第4項の規定に基づき、同条第1項各号に該当しない者である愛媛大学日本学術振興会特別研究員受入規程（以下「受入規程」という。）により、受入れを許可された独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学振特別研究員」という。）の全学クラウドメールサービスの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格等)

第2 学振特別研究員は、全学クラウドメールサービスを利用することができるものとする。

2 学振特別研究員は、「ehime-u.ac.jp」のドメイン名を利用する。

3 学振特別研究員が全学クラウドメールサービスを利用できる期間は、受入規程第5条の規定に基づき、定められた当該学振特別研究員の研究期間とする。

(メールアドレスの管理)

第3 学振特別研究員のメールアドレスの管理は、研究支援部研究支援課が行うものとする。

(利用)

第4 学振特別研究員の全学クラウドメールサービスの利用に当たっては、利用規程第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、「利用者」とあるのは「学振特別研究員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第5 この内規に定めるもののほか、学振特別研究員の全学クラウドメールサービスの利用に関し必要な事項は、先端研究・学術推進機構長が別に定める。

附 則

この内規は、平成26年6月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。